

戰後台灣教會羅馬字之維持與繼承^{*}

森田健嗣

東京大學大學院總合文化研究科學術研究員

mkenji44@hotmail.com

摘 要

第二次大戰以後統治台灣的執政當局，曾推動了單一語言主義性的「國語」普及政策，長老教會秉持了「站在信徒的立場擁護信徒」之信念，而他們也持續思考如何維持信仰上的語言。這種態度在教會中不停地重複，教會一方面抵抗國語政策，另一方面教會羅馬字得以在教會上繼承存續下去。爲了避免教會羅馬字遭到消滅，教會採取了各式各樣的因應對策。1950 年代，執政當局以「違反國語政策」的名義，對教會羅馬字聖經加以取締。對此，教會方面主張此種取締違反中華民國憲法上所記載的「信仰自由」。結果政權沒有做全面性的鎮壓，也對教會羅馬字給予了生存的餘地。從 1960、70 年代起，因教會反覆對執政當局所主張的國家認同表達異議，執政當局爲了壓抑其信仰活動，遂採取了沒收教會羅馬字聖經的措施。然而，教會以 1950 年代相同的主張與執政當局相抗衡。進入 1980 年代後，「語文法」草案記載了限制羅馬字之規定，教會又意識到危機感。此時，已有勢力的「黨外」與教會齊心合力主張反對「語文法」的行動，造成了執政當局在統合政策上的挫折。

關鍵字：國語、教會羅馬字、台灣基督長老教會、語言政策

◎ 收稿日期：2012 年 2 月 9 日；審查通過日期：2012 年 10 月 12 日。

^{*} 本文爲筆者博士論文〈単一言語主義とその限界－戦後台湾における言語政策の展開（1945-1985）－〉（東京大學大學院總合文化研究科，2011 年 7 月）之一部分修改而成。也是日本學術振興會海外特別研究員以及東京外國語大學亞非語言文化研究所 Junior Research Fellow 之研究成果之一。

戦後台湾における教会ローマ字の維持と継承^{*}

森田健嗣

東京大学大学院総合文化研究科学術研究員

要 約

戦後台湾では一元主義的な「国語」普及政策が進められたものの、長老教会は「信徒の側に立ち信仰を守る」という立場を堅持し、信仰で用いる言語を維持することを課題の1つとして掲げた。この一貫した態度が、教会という空間で繰り広げられたことで、教会は上からの言語政策に抗しつつ教会ローマ字を維持、継承させ続けた。教会のとった具体的な対応は次のとおりである。1950年代には「国語政策」に反すると名目で、政権は教会ローマ字聖書を取り締まったが、教会は憲法にある「信仰の自由」に反するなどの論を展開し、政権は教会ローマ字を残存させる余地を残した。6、70年代、教会は政権の主張する国家アイデンティティに反する言動や民主化要求を繰り広げたため、政権はその活動を抑え込めるべく教会ローマ字聖書を没収する措置をとった。だが教会はまたしても50年代と同じ論で政権に抵抗した。80年代には「語文法」草案にローマ字制限の規定が明記され、教会は再び危機感を顕にした。この頃になると拡大した「党外」勢力と教会が一致して「語文法」反対の行動をみせ、旧来の国民党による統合政策の挫折がみられるに至った。

キーワード：国語、教会ローマ字、台湾基督教長老教会、言語政策

^{*} 本稿は、筆者の博士論文「単一言語主義とその限界－戦後台湾における言語政策の展開（1945-1985）－」（東京大学大学院総合文化研究科に提出、2011年7月博士（学術）授与）の一部を加筆・修正したものである。また、日本学術振興会海外特別研究員、および東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所ジュニア・フェロー（平成23年度）による研究活動成果の一部を含む。

一、はじめに

本稿は、戦後台湾における言語政策の展開を跡付ける作業として、教会ローマ字が
いかに維持、継承されてきたのかを論じるものである。

戦後台湾では宗教が教会ローマ字の維持に貢献し、ひいては現代台湾社会でも生き
続けている。¹本稿ではその淵源となる過去の施策を論じるべく、密接に関わる重要な
先行研究（薛、2007）²の恩恵を受けつつ、次の点に注目し論じていく。それは長老教
会が何のために、誰のために、政権の「国語」（中国語）普及政策に抗してきたのかと
いう点である。この作業を行うため、本稿では教会ローマ字にまつわる当事者（統治
者、教会）それぞれの立場を掬いとり、教会が上からの言語政策に対していかなる手
段を駆使しつつ、教会ローマ字を維持、継承させてきたのか、こうした過程を明らかに
にする。

二、一大「中国化」展開下における教会ローマ字への圧迫と抵抗

戦後台湾において教会ローマ字への圧力が高まりを見せるのは、1950年代からであ
る。それまでの時期（1945-49）とは、戦後すぐの頃では人々が主体的に「国語」を学
ぶ姿勢を有していた（黄、2002）ものの、徐々に受動的な「国語」学習へと転換し、
1946年10月には新聞・雑誌での日本語が使用を禁止され（何、1999）、「二・二八事
件」以後は台湾語の排除が強化される（何、2007）という時代である。だが、統治者
からすれば、直ちに言語・文化面において当時の台湾を「中国」の一部と成し遂げる
のは難しい状況であり、社会には混沌とした言語の風景が広がっていた。また、1946
年2月には『台湾教会公報』が復刊され、教会ローマ字の出版物が再び世に出される

¹ 楊允言が指摘するように、1970年まで教会ローマ字で書かれていた『台湾教会公報』の読み手はほと
んど教会の信者であった。ところが、1990年代以降の出版物の読み手は主に社会の一般民衆であるため、
漢字、ローマ字混じり文が主流となった。それは教会ローマ字の世俗化であると指摘している。結果、今
日、台湾羅馬字協会発行の月刊誌『台文通訊』『台文罔報』も鄭良偉が提唱した漢字ローマ字混じり文を
用い、台湾語文を普及している。このような展開には、1980年代の鄭良偉の「大衆性・効率性の漢羅文
志向」と「歴史性の教会ローマ字志向」の2つの主張が引き継がれていることが明らかであるとされる
（林、2009：242-243）。なお、ある言語が維持される諸要因の1つとして、家族と宗教の結束力があるこ
とは、これまでも指摘されているところである（クロード・アジェージュ著、糟谷訳、2004：246-247）。

² 薛論文で中心に据えられている議論は、「民主化運動」における長老教会の果たした役割である。その
課題の一部として、薛は教会ローマ字聖書の没収に触れている。

4 《台灣學誌》第七期

ものの（呉、2005：28-30）、それに対する圧力は特に観察されない。

だが、1950 年からの台湾社会とはそれまでの状況とは大きく変化する。1949 年 5 月 20 日、台湾はその後の 38 年にわたる戒嚴令が敷かれ、政府の効果的なコントロールのもと、台湾社会は長期的に安定した状態へと入る（薛・陳・呉・李・楊、2003：9-10）。1949 年末には国民党中央政府が台湾へ移転し、台湾を「大陸反攻」の拠点とすべく状態に置く。そして上からの「中国化」を一層推進するため日本語を排し、学校では「直接法」を採用し、台湾語などを話すと罰則が与えられるといった、それまでと比して急進的な国語普及が進められていく（森田、2009）。

本稿が主眼をおく教会ローマ字のおかれた諸相についていえば、まず次のことがあげられる。それは菅野が述べるように 50 年代の国民党政権は、共産党のラテン化新文字の台湾への波及を非常に危惧していた点である。その関連において真っ先に注目されたのが、台湾の教会で伝統的に用いられていた教会ローマ字の存在だった。つまり漢字が一切用いられずにローマ字だけを使用していた点が問題視されたのである。国民党政権は、台湾の教会でローマ字による閩南語聖書が使用されていることが、国字の軽視とピンイン文字の提唱であるとして危険視した。その結果、1952 年にはローマ字を「国字の代替として記録のために単独で使用してはならない」ことが教育部により通達される（菅野、2012：178-179）。

さらに 1954 年に各教会が未成年の児童に教義を伝える際、教会ローマ字の使用を禁ずるという令が省政府より出される。³そして「国民教育を阻害する要因としての教会ローマ字」、すなわち「字を知らない児童は逆にローマ字をあがめ尊ぶようになっていく」点を掲げ、「全台湾には信者の仲間が多く、国民教育への影響が大きい」という、学校の国語教育を阻害する存在としての教会ローマ字という見地から、使用の制限方針を打ち出していく。⁴

この時期の教育政策では、1950 年 6 月に教育部から「戡乱建国教育実施綱要」（台湾省政府教育庁編、1955：243）が公布され、その上で学校では「三民主義教育」が強

³ 具体的には次の通りである。僻地や山地の教会ではローマ字ピンインを用いて農村で布教が行われていた。さらに登記のないラテン化出版物も発行されていた。そこで、「見つけ次第当局に検挙させ省政府は行政院に報告し、内政部を経て返答する」「ローマ字ピンインを宣教の場で使うことは、早くから禁じられていることなので、しっかりと取り締まるよう、省政府は各縣市に令を発する」とされたのである（『中央日報』、1954 年 7 月 14 日、第 3 版）。

⁴ 「為基督教会教授羅馬字拼音，令仰取締具報」、『台湾省政府公報』、1955 年 10 月 17 日、冬字第 16 期、182 頁。

化されている。しかも劉維開の研究によれば、国共内戦敗北の要因に蒋介石は「教育の失敗」を掲げており、その上で「三民主義教育」強化の方針を定めている（蔣・劉、2011：274-309）。学校において三民主義に代表されるイデオロギー教育が強化されていくとき採られた教授法とは、「方言」を排除した国語教学であり、方言を排除することは、上記蒋介石スピーチと同時期に、『中央日報』に台湾省政府教育庁からの通知による規定としてその方針が記されている。⁵ によって当然、教会ローマ字は学校教育を阻害するものとみなされたのである。

さらに 1957 年 10 月 9 日、台湾省政府教育庁は台湾基督長老教会総会に対し、内政部、外交部、台湾省政府教育庁、同政府民政庁などの関係機関により開かれた「教会ローマ字問題座談会」での次の決定を通知した。それはやはり「ローマ字聖書は国語推進政策を阻害する」という内容であり、加えて、台湾省国語推行委員会が職員を派遣して、教会が聖書へ注音符号を付すことに協力するともあった。⁶

こうした政権側の動きに対し、台湾基督長老教会は次のように対応した。

- ・この聖書を使用する者は教育を受けていない文盲であり、これを用いれば短期間で聖書を読めるようになる。使用禁止は宗教生命の剥奪である。
- ・政府は国語推進の妨げを理由に禁令を出したが、我々総会の見解では国語推進は教育問題に関わるものの、聖書を読むことは宗教に関する全く異質の問題であり、同じものとして扱うのは難しい。
- ・「人民にはいかなる宗教も信仰する自由がある」と憲法に記されている。いかなる文字言語でも聖書を読む自由がある。⁷

ここで留意する点としては、まず教会ローマ字が国語を解さない人々にとっての信仰には不可欠であると主張したこと、もう 1 点は憲法において信仰の自由が示されているため教会ローマ字の使用を抑圧すべきではない、としたことがあげられる。国語が十分に普及されていない 50 年代において、台湾語や教会ローマ字は日本統治時代前からの教会、信徒にとり重要な信仰の言語であった。しかもこうしたローマ字を信仰活動で用いることは、バークレーが台湾で宣教を始めたころからすでに行われていたものでもある（E・バンド著、松谷好明・松谷邦英訳、2009：78-94）。その使用を禁止されることとは、すなわち信仰の活動が停滞する可能性を意味するのだが、教会は

⁵ 『中央日報』, 1951 年 7 月 13 日, 第 4 版。

⁶ 「為釈示教会使用羅馬字拼音一案, 函請查照並轉知」, 『台湾省政府公報』 1957 年冬字第 12 期, 192 頁。

⁷ 「為請政府收回禁止教会羅馬字聖經之令由」, 『教育部档案』, 1957 年 11 月 16 日, 档号: 453.02。

6 《台湾學誌》第七期

憲法の条文を引用しつつ政権との直接的な対峙を避け、声を発していた。

その後、1958 年には教会ローマ字のみならず日本語による信仰へも圧力がかかる。⁸50 年代の台湾では日華平和条約が調印（1952 年）され、かつては民族共通の敵であった日本も貴重な貿易相手国として、反共陣営の盟友として重要な存在だった。だが日本に勝利したが故の光復を自負する政権にすれば、台湾に残存し、再興さえしつつある日本の言語や文化は危惧すべき対象であり、度重なる禁止令で対処していた（菅野、2011：187-191）。その禁止令の 1 つに日本語による信仰があったのである。

また 58 年には、教育部・関係機関による教会ローマ字聖書についての協議決定が、省政府令を通じて出された。それは（1）教会ローマ字聖書は、3 年以内は暫時使用を許し、その後徐々に淘汰していく。（2）我が国政府は国語教育の推進について引き続き強化、貫徹する。（3）教義を広く伝えるため、各々個人が標準国語の聖書を著し、教会ローマ字聖書の代わりとすることを奨励する⁹というものだった。また 1959 年 2 月にもほぼ同じ内容の令が台湾省政府からだされている。¹⁰

こうしたなか、1959 年 12 月に台湾基督長老教会代表人の蘇天明は教会ローマ字聖書使用の禁止を不服とし、行政院へ訴願をするが却下されてしまう。¹¹だが、暫定的には使用が許されていた。

それにもかかわらず、1960 年 4 月 12 日に突如、「省教育庁は、本日、全省各地で今後一律にローマ字聖書の使用を禁止する」¹²とする『台湾新生報』による新聞報道が発表されてしまう。

これに対し、台湾基督長老教会は

⁸ 1958 年 11 月 22 日、台湾省政府により、「教会が日本語を使用して伝道するのは我が民族精神及び国語推進に影響するので、禁止する」という令が出されたためである（「為教会使用日語文伝教影響我民族精神及国語文之推行，希勸導制止」、『台湾省政府公報』，1958 年冬字第 45 期，682 頁）。「本省各地教会では日本語を使用して布教するものが多い。国語推進は我が国の一貫した政策で、本省は日本人により長らく統治を受けたが、民間での日本語使用を正すことが待たれている。教会が日本語を使用することは、我が国民族精神及び国語の推進へ影響が大きく、やめるよう求める」という内容であった。

⁹ 「為羅馬字聖經在三年内暫准使用，以後須逐漸淘汰乙案，函請查照」、『台湾省政府公報』，1958 年春字第 40 期，563 頁。

¹⁰ 「据報建議請限期將羅馬字聖經改為本国文字或方言符号期符推行国語一案，復希遵照」、『台湾省政府公報』，1959 年春字第 46 期，637 頁。

¹¹ 「總統令准新興台湾基督長老教会代表人蘇天明等因禁止使用羅馬字聖經事件，不服行政院所為訴願決定，提起行政訴訟一案判決施行檢附判決書」、『總統府公報』，第 1089 号，1960 年 1 月 19 日，2-5 頁。

¹² 『台湾新生報』，1960 年 4 月 12 日，第 4 版。

教育庁による通知は青天の霹靂で信徒は驚いている（略）。教育庁は（教会ローマ字の）使用を暫定的に許しているさなかに禁止されると、教会の国語を理解しない者、外国人宣教師、閩南語を用いる同胞が聖書を使えなくなる。信仰活動を妨げ信徒の心に苦痛を与え、また国民心理の建設に影響して、国家の対外的信用に不信を与える。¹³

と、すぐさま反発した。

だが実際のところ、政権側は急進的な教会ローマ字使用の禁止を意図してはいなかった。この内実は以下のとおりだったのである。

1960年5月の「教育部国語教育輔導会議」において、台湾基督長老教会側は『台湾新生報』（1960年4月12日）が報じた「全省各地で今後一律にローマ字聖書使用を禁止する」という台湾省政府教育庁の令はそれまでの事実と合致しないので、信仰の自由を守るため、真相を明らかにしていただきたい、と求めた。これに対し台湾省教育庁の陳志先科長は、「（報道の）前半に『台湾省教育庁は全省で今後一律にローマ字聖書の使用を禁止する』、後半に『これは行政法院判字第96号正本によるもの』と書かれているものの、この判決正本に『完全に使用を禁止する』という語句はなく、この報道は矛盾しており不正確である」と回答している。そして陳は「全省で今後一律ローマ字聖書使用を禁止すると全く言っていないことは、私が教育庁を代表して4月30日の『中央日報』第5版に談話を掲載している。この件の誤解を正すため、特に提出して報告する」と発言し、¹⁴政権側は教会ローマ字の使用をすぐやめるよう要求してはいないと示した。

こうして教会ローマ字の使用に対し猶予が与えられ、急進的な使用抑圧という動きはその後しばらくみられなくなる。政権は国語政策の名のもと、教会ローマ字の使用に制限を加えようとしたものの、ある程度の隙間を残したのである。50、60年代には米国人牧師が多く台湾に滞在しており（蘇主編、1978；唐著、頼訳、2011）、しかも当時の政権にすれば米国という後ろ盾が国家の生存に深く関わっていた。その米国が存在する教会に対し、強い圧力をかけることができなかったともいえるだろう。

¹³ 「教育在報上表示全省各地會議一律禁止」、『教育部档案』，1960年4月19日，档號：49/453.01/1/1/0/49 7742。

¹⁴ 「教育部国語教育輔導會議第53次會議紀錄」、『教育部档案』，1960年5月4日，本部第三會議室，档號：49/453.01/1/1/0/49 7742。

1980年代、ある民主化運動家（後年、野党時期民進党（2000年以前）の国会リーダー格になる反対勢力の活動家）が若林正丈に「台湾では国民党はいかなる団体にも浸透しコントロールしてきたが、長老教会と台湾人という団体だけはどうにもならない」と語ったとある（若林、2001：450）。その教会を完全にコントロールできない状況は1950年代からすでに存在しており、台湾語や日本語の排除の動きに対し、教会という空間だけはとり残され教会ローマ字が使われ続けたのだった。

三、国際環境の変化と教会ローマ字聖書への圧力

1970年代初期になると、台湾基督長老教会は公然と政権と立場の異なる台湾の国家地位、国家アイデンティティの見解を示すようになる。そのことが、政権による教会活動への弾圧、すなわち後述する教会ローマ字聖書の没収へと結びつくのだが、実際のところ圧迫の予兆は、1960年代に教会が「世界教会協議会（World Council of Churches, WCC）」（以下、WCC）に参画したところからすでに存在していた（薛、2007：66）。

WCCは「中華人民共和国は国連に加入すべきだ」と主張していた。「中国」の正統政府を掲げる国民党政権にとっては到底受け入れられるものではなく、台湾基督長老教会総会にWCCを脱退するよう迫った（薛、2007：67）。66年、総会はWCCに対し抗議したが、WCCと決裂して脱退することは望まなかった。つまり抗議の方法で不満を示して国民党政権からの圧力を和らげようとしていた（薛、2007：68）。67年の時点では、総会常置委員会はWCC本部に書簡を送り、「本総会としては中国が国連に加盟することには反対である」との意思を示していた¹⁵ものの、1969年、WCCは中華人民共和国が国連議席を取ることに賛意を示したため、台湾基督長老教会総会に対する内外からの圧力が増していった（薛、2007：68）。

その圧力の1つとして、まず『台湾教会公報』の配達拒否があったといえよう。1969年の台湾基督長老教会総会議事録によれば、読者より数号の『台湾教会公報』が届いていない、との投書があったとある。教会側は郵便局にその原因を尋ねたところ、台湾警備司令部通令「准教育部五六年十二月廿九日臺(56)社字第23492號函」にある、「ローマ文字符号出版物は、一律に取り締まる」という令に従った、との返答があったのである。¹⁶教会は教育部長宛に、ローマ字は日本統治時代を経ても中華文化の命

¹⁵ 『台湾基督長老教会総会 第十四屆通常議會議事録』、6-7頁、会期：1967年2月20-24日、会址：台中市民族路台湾基督長老教会。

¹⁶ 『台湾基督長老教会総会 第十六屆通常議会議事録（報告書、議案）』、28-29頁、会期：1969年2月3-7

脈を保つのに貢献した、などの理由で陳情¹⁷を行った。だが、結局は教会ローマ字への制限や当局からの圧力などを考え、69年12月から国語により『台湾教会公報』の発行を続けるという、実を取った形をとる。

ただ、国語による復刊号で蘇天明が「100年近くのピンイン白話字を、辛さを堪えつつも投げ捨て、広く伝えるため比較的大衆化した祖国文字を『教会公報』の工具とする」¹⁸と述べるように、たんに妥協策を見出したのではなく、信徒以外にも教会の出版物を読める恩恵が与えられるという意図をもねらっていた。

1970年7月には台湾基督長老教会総会の年会において、年会主席の高俊明の意に反し、会員らがWCC脱退案を通過させてしまう（高・高李口述、胡撰文、2001：225）。WCC脱退後、中華民国は1971年10月に国連での議席を失っている。そのおかれた状況が台湾には不利な国際情勢であると考えた長老教会は1971年12月「対国是の声明與建議」と題する決議を通過させ、国民党政権の政策と対立することとなった（高・高李口述、胡撰文、2001：231）。

1972年12月、高俊明総幹事は常置委員会において欧州訪問の成果を報告し、「教会は世界から孤立すべきではない、海外の人々は『対国是の声明與建議』を支持している」と述べている（薛、2007：70）。1973年3月には、在アメリカ、カナダの台湾人代表が集まり、「台湾人民自決運動宣言」を発表した。この宣言と「対国是の声明與建

日。

¹⁷ その陳情内容の詳細を以下に示す。「(1) 教会は光復以来、政府の国語推進に協力してきた。教会の通信刊行物がローマ字で記すのは全くの宗教信仰の問題である。(2) ローマ字は皇民化運動期でも禁止されず、このローマ字が我々中華民族文化の言語の命脈を保ってきた。抗日でも消滅しなかったにもかかわらず、ローマ字の使用が禁止されることは、台湾教会や一般民衆の心理的な反応において、民族文化が消滅するのではないかという矛盾を感じてしまう。中華文化復興運動のさなかであるので、当局には寛大な配慮を願いたい。(3) 我が国憲法には「人民は宗教信仰の自由を有する」とある。もしローマ字使用を禁止すれば、国家の対外的信用に影響を及ぼす。(4) ローマ字刊行物は「国文」を読めない年配信徒向けに過ぎない。年配の信徒が過去のものとなれば、次の代はすでに国民教育を受けており、この種の刊行物は自然と淘汰される。」（『台湾基督長老教会総会 第十六届通常議会手冊（報告書、議案）』28-29頁、会期：1969年2月3-7日）

¹⁸ 蘇は具体的に次のように述べている。「光復から20年余り、政府の指導の下、台湾同胞はあまねく国民教育を受け、さらに高い学問、学識を身に付け、社会では絶対的多数の民衆が中文を読み書きできるようになった。今日の台湾における出版業の盛んなさま、出版物のおびただしい数が、その具体的な証しである。もし、我々が執拗にも1世紀近く前の宣教師により、多くの文盲（ママ）のために編み出されたピンイン白話字で布教し教を論ずるならば、まさに古い殻に閉じこもって新しいものを受け入れないようなものだ！もちろん、我々はピンイン白話字の長所や、目下、少数の人々の必要性を否定するものではない。だが我々はピンイン白話字が受ける制限や採られる対策を考慮しないわけにはいかないのである。これは時代の要求であり、100年近くのピンイン白話字を、辛さを堪えつつも投げ捨て、比較的大衆化した祖国文字により『教会公報』を広く伝えるための工具とするのである。」（蘇、1969）

議」には、台湾人民に自己の命運を決定する権利があると主張しており、その台湾人民とは台湾人 (Taiwanese) だけではなく、台湾にいる人々全て (People on Taiwan) をさしていた (薛、2007 : 70)。この信仰とは一見無関係の動きこそ、薛論文のいう教会の積極的な民主化運動への関わりを示すものであった。

さらに高俊明は、米大統領が訪中を宣言するなど台湾の国際的地位のさらなる低下にたいして国民党政権はなすすべがなく、政権の台湾内部への圧力はさらに増すとみていた。そして教会ローマ字聖書が没収されたのだが (高・高李口述、胡撰文、2001 : 242-243 ; 薛、2007 : 70)、これは教会ローマ字への最も象徴的な圧力であるといえよう。

この没収事件の具体的な経過は、聖經公会による事件後の声明から分かる。

本会は最近何度も各教会書店や多くの信徒、国外に在住する華僑からローマ字台湾語聖書の注文を受けた。だが、政府が強力に進める国語政策のもと、ローマ字台湾語聖書を引き続き出版発行することが禁止された。在庫の 2000 余冊は 1 月中旬、関係機関により取締りを受け捜査、押収された。現在、本会は関係機関に対し押収された 2000 余冊を返還するよう、さらに在庫の売り切りを許可するよう最大限の努力を払って交渉している。主のもとにある兄弟姉妹の皆がこの件のために祈ることを願う。¹⁹

その没収理由として次の 2 項目が掲げられていた。それは (1) 教会ローマ字聖書の出版は、国語推進政策に反している、(2) 教会ローマ字が政治用途に用いられるのを防ぐ、というものであった。²⁰

ただ、この理由は次の文脈で考えることが要されるであろう。薛化元によれば、1972 年に蔣経国が行政院長になった後、メディアでは国民党当局のコントロールが緩やかになることはなく、逆にそれまでよりも社会文化に対し新たな取締りが展開されたとしている。つまり蔣経国時代は後期の段階的開放を除き、台湾本土の言語・文化面の弾圧は 70 年代以前のそれよりもさらに激しかったからだ。薛は、その弾圧の 1 つに教会ローマ字聖書の没収があったのだとしている (薛、2008 : 27-28)。

¹⁹ 「聖經公会 緊急啓事 発文字号 (64) 聖華総字第 910 号」,『台湾教会公報』,第 1205 号,1975 年 4 月 6 日,第 1 版。

²⁰ 社論,「談羅馬字聖經的出版與發行」,『台湾教会公報』,1975 年 12 月 7 日,第 2 版。

事件に対し、台湾基督長老教会は 1975 年 4 月 24 日、第 22 届総会第一次総委会議において「閩南語聖書及び山地語聖書・賛美歌が遭った困難に対して如何に対処するか」と題する次の議決を通過させた。

- ・閩南語および山地語の聖書、賛美歌は、国語の推進において全く影響がないばかりでなく、年配のキリスト教徒や山地同胞が国語を学ぶ際に極めて大きな助けになる。
- ・総委会は聖書公会と常置委員会に対し一日も早く押収された聖書・賛美歌を返還し、さらに自由な出版において必要となるいかなる言語の聖書・賛美歌をも許可するよう、積極的に関係機関と交渉することを託する。²¹

まず、教会ローマ字聖書が没収されることは、信徒の信仰を妨げるという点を指摘し、関係機関に聖書の返還を求めている。だが注目すべきは、没収の憂いに遭っているにもかかわらず、国語推進において教会ローマ字聖書は有益だとし、政権と真正面から衝突することを避けていることだ。

続けて、同年 5 月 25 日の『台湾教会公報』は次の社説を発表したが、その論点の 1 つに「地方言語は我が中華民族の固有文化の一つで、我々の文化の特色である」²²と記すように、ここでもやはり政権の国語政策に直接的に対峙せず、政権の示す中国文化の正統性を保つには台湾語が必要である、としている。

結局のところ、教会の実際の必要性に鑑み押収された教会ローマ字聖書は返還され、聖經公会はさらなる印刷を行わない²³ことを前提に、政権による教会への圧力は一旦止むこととなる。

しかし、台湾基督長老教会は危機感を抱き続け、「我們的呼籲」（我々の呼びかけ）と題する聖書没収に関する声明を発表する。ここでは、まず当時の台湾がおかれていた国際環境の孤立状態に対し、「教会は因循姑息に一時的平安を求めて預言者としての職責を放棄すべきではない」「国家が危急存亡の状況にあるのに鑑み、教会は国家存亡

²¹ 『台湾教会公報』、第 1209 号、1975 年 5 月 4 日、第 1 版。

²² 「社論 国語推行與地方文化的擁護」、『台湾教会公報』、1975 年 5 月 25 日、第 2 版。

²³ 『台湾教会公報』、1975 年 9 月 14 日、第 1 版。王南傑牧師の口述によれば、当時の沈昌煥駐米大使が国際的な非難圧力に耐えられず、1975 年 4 月 16 日の国父紀念館における蒋介石国葬当日、急いで台湾に戻り当時の政権を説得して、同年 9 月 14 日、600 冊の聖書が返還された、だが残りの 1600 冊は今に至るまで所在不明である、とのことである（王口述、薛・林・呂訪問記録、2011：61）。

の責任を担うべきであり、国是についての意見を提出する」²⁴という教会の取るべき立場に言及している。その上で、次のように教会ローマ字聖書について「憲法が人民に付与する宗教信仰の自由を守ること」とする見解を示している。

（略）聖經公会発行の地方言語の聖書は没収、取締りに遭い、この事件は国内外に大きな驚きを与えた。関係当局は、地方言語聖書が国語政策に違反するとして禁止した。しかし、一国の政策は絶対に憲法の基本的精神に抵触してはならない。旧版白話字聖書は返還されたが、我々は政府が憲法上の信仰の自由を守るため、新約白話字聖書を返還し、すべての聖書を引き続き出版することを許可するよう陳情する。（以下略）²⁵

ここでも 50 年代の教会ローマ字論争と同じ論理、すなわち憲法で保障されている信仰の自由を盾にとり、教会は台湾に從來からある各言語による聖書の発行を求めている。

一方で、「中華文化復興運動」のさなかに聖書没収事件が起きたことについて、次のように指摘する牧師もいた。すなわち中華文化復興運動の成果を出すには、台湾語が必要であるというものである。しかも、台湾語こそが日本統治期を経ても台湾の人々に祖国と漢民族の意識を失わせなかったという指摘を行い、この牧師は中華文化復興運動の進展に同意しつつ、台湾語の温存を主張したのだった。²⁶

その後 75 年末の『台湾教会公報』社説で、信仰の自由、出版の自由といった人権に関わる主張が事件の総括で触れられる。²⁷そして翌年には、禁令が解かれるまで沈

²⁴ 『台湾教会公報』, 1975 年 9 月 28 日, 第 6 版。

²⁵ 『台湾教会公報』, 1975 年 9 月 28 日, 第 6 版。

²⁶ 「（略）台湾語は台湾文化の代表である。台湾語は台湾同胞を救っただけでなく、日本人の 50 年の統治をへても自己の祖国や自らが漢民族の一部であることを忘れさせなかった。（略）「中華文化復興」が推進されている今日、台湾にある中国文化を民心の基礎に深く根付かせるために、我々はさらに全国人民が台湾語を学ぶことを奨励しなければならない。これこそが最上の策であり、文化復興運動を少ない労力で大きな成果を生む効果があるのである。（略）」（盧、1975）。

²⁷ 「社論 談羅馬字聖經的出版與發行」, 『台湾教会公報』, 1975 年 12 月 7 日, 第 2 版。主に次の点が記されている。「（略）もしローマ字聖書の取り締まりが信仰生活の妨げになるのなら、『憲法が与える信仰自由の権利』の問題を引き起こしてしまう。教会当局はローマ字聖書取締の措置について以下のとおり表明する。ローマ字を継続して出版・発行することは国語政策に影響を及ぼさない。反対に取り締まりも国語推進の助けにならない。国語推進は積極的な指導が必要で、取り締まりという消極的姿勢に頼るべきではない。取り締まりの結果は、ただ信徒の心理の不満を導くだけだ。（略）聖經公会はローマ字聖書取り締まりについて沈黙すべきではなく、積極的に勝ち取るべきだ。655 冊の旧版聖書返還は問題解決とは言えない。我々が勝ち取るのは『出版と発行の自由』だ。（略）」

黙せず、聖經公会には聖書再発行の可能性を探り続けるよう求めたのだった。²⁸

四、「語文法」制定への動きに対する教会の対応

聖書没収の後、結局のところは返還され、終息をみたかのようにみえる。だが、教会の危機感が絶えることはなかった。なぜなら 80 年代に入っても教会ローマ字は岐路に立たされようとしたからだった。

1976 年の「広播電視法」(放送テレビ法)²⁹公布後も国民党政権はその一元主義的言語政策推進の手を止めず、その具体的な事例の「語文法」(言語文字法)草案(1985 年)が教育部により作成された。これは「看板、道路標示、公文書信、出版品などには『標準字形』を使用し、ローマ字ピンインや簡体字の使用を禁止する」ことだけでなく、「全ての公開の演説、会議、公務上の会話には『標準国語』を使用すること」を規定する内容となっていた(菅野、2012: 206-212)。この語文法草案がもし立法を通過するならば、それは自ずと教会ローマ字への弾圧を意味する。草案の発表直後、台湾基督長老教会はすぐさま次の反応を示している。

(略) われわれが心配するのは、選挙の政見において台湾語使用が制限されるだけでなく、テレビの台湾語番組、宗教儀礼、教会の崇拝道義の研究がみな影響を受けるかもしれないことだ。(略) 言語、思想、文化...多様性を重んじることでこそ、豊富な生命を生み出せる。不用意による統一は排外的になり、人心を離散させ、「混乱」を生み出す。よって「語文法」の立法は絶対に慎重であってほしい。³⁰

まず、ここで教会は宗教活動などに支障をきたすと指摘する。その直後、教会としての立場を表明した。それが「我們對語文法草案的立場」(我々の言語法草案に対する立場)である。

²⁸ 『台湾基督長老教会第 23 屆總會事錄』, 37-38 頁, 主後 1976 年 4 月 20-22 日於台南神學院頌音堂。

²⁹ 台湾のテレビ放送における国語の優位性が確立される「広播電視法」は 1975 年 12 月に立法院を通過、翌年 1 月に施行されている。草案の段階では「放送局は国内向けの放送使用言語には国語を主とし、その占める比率は新聞局が実際の需要に則してこれを定める」となっていた部分も、最終的には立法委員の穆超の提案による条文案が採択され「方言は逐年減少させること」の一文が付け加えられた。それにより第 20 条は、「放送局は国内向けの放送使用言語には国語を主とすべきとし、方言は逐年減少させること、その占める比率は、新聞局が実際の需要に則してこれを定める」となり、テレビでの方言制限が法律で規定された(菅野、2003: 11)。

³⁰ 「「大家都要講國語」的政治卡通」, 『台湾教会公報』, 1985 年 11 月 3 日, 第 6 版。

(略) 語文法の実施は基本的人権と信仰の自由を侵害し、政府が推進してきた民主政治と社会の調和と団結の努力を破壊する。本会は国語の推進に全く異議はないが、言語統一のために母語使用を制限することは反対する。(略) 各民族、各種言語が尊ばれることは、真の民主自由の精神である。民主教育を推進する責務のある部門が、強制的に国語政策を推進し、「語文法」を立案することは、憲法の保障する人権と自由に反し、また人道にも反する (略)。³¹

ここでも政権の進める国語推進に対し真正面から対立するのではなく、理解を示しつつ、またしても信仰の自由という立場、そして各言語を尊重することは民主自由を実現する点で重要であるとしている。

また同日、教会側は社説の形で、語文法を非難している。要約的に示すと、

- ・過去に政府は警察緊急逮捕権の類の立法を制定し、人民の自由を制限してきた。
- ・代表性を欠いた大多数の万年御用立法委員に (法案が) 送られて、人々の分からないところで統治者が設定した法にしばられてきた。
- ・一党専権の政治構造において、司法・行政のもと、人民の権益は公然と剥奪されて抵抗の余地はなかった。

とあり、戦後台湾において様々な立法により台湾の人々の人権が剥奪されてきたことを指摘する。その上でこの語文法の立法についても「再度意図的に民の舌を割き、民の志を奪おうとする悪法で、人民が合法的に母語を自由に用いる基本的権利について禁止するものだ」³²とし、人権を侵害するものだとして批判した。続けて信仰の立場からも非難を表明し、³³長老教会側は強く政権の施策に反対した。³⁴

³¹ 『台湾教会公報』, 1985 年 11 月 17 日, 第 1 版。

³² 「社論 我們期望一個自由的国度：立「語文法」心態評議」, 『台湾教会公報』, 1985 年 11 月 17 日, 第 1 版。

³³ その具体的な内容は次の通りである。「キリスト教の信仰は神のことばを中心とする。キリスト教会の礼拝は言語、文字の自由な使用を経ることで、伝道、礼拝ができるのであり、人民の言語、文字の使用を制限、禁止するいかなる法令も、基督信仰者にとっては受け入れられない。よって『語文法』は基督教信仰に対する脅威であり生死にかかわることである。(略) このたびの教育部の『語文法』立案は人権に反し、宗教信仰自由を妨げる母語禁止の行政命令である。正式に立法され『合法化』されれば、公権力が公然と人民の信仰のコミュニケーション、心の思いの自由を表現することを抑圧する。その意図は悪辣で、身の毛がよ立つ。(略)」(「社論 我們期望一個自由的国度：立「語文法」心態評議」, 『台湾教会公報』, 1985 年 11 月 17 日, 第 1 版)

結局、語文法草案発表が折から地方選挙の最中ということもあいまって「全ての公開の演説で国語を使用」という規定は、方言による選挙活動に頼る「党外」から強い反発を呼んだ。そして語文法草案は特に罰則規定を伴う強制性に批判が集中し、最終的な決定は行政院での閣議決定に委ねられ、1985年12月に開催された行政院の会議にて、俞国華行政院長の判断により語文法制定の必要性はないとされ、立法計画から削除された（菅野、2012：212）。

語文法の成立を見なかったものの、この草案を巡る一連の動きについて、若林正丈は旧来の国民党による統合政策の最初の挫折であったとしている。またこの後80年代末になると党外勢力が地方行政に進出し、公定中国ナショナリズムによる一元的文化・教育政策は保たれなくなり、さらに改革が迫られることになる（若林、2008：337）。ここにきて、党外勢力と教会による旧来の言語・文化政策に反対する姿勢が政権を突き動かし、政権は教会ローマ字が失われる機会を再び逃したのである。

五、 おわりに

戦後台湾社会では国語普及政策が推し進められたものの、人々は比較的理解が容易な教会ローマ字の聖書により信仰活動を行っていた。だが1950年代国民党政権は、教会ローマ字は国語政策を阻害する存在とみなしその聖書の取り締りにあたった。この時、教会は政府の起こした行動とは、中華民國憲法に記されている信仰の自由に反する、この聖書を通じてこそ信仰生活ができる、ゆえに、彼らの権利を剥奪してはならない、という論理の展開であり、政権の譲歩を掴んだ。1950年代とは、国家の存亡には米国の存在が欠かせず、政権側は教会、牧師の背後にある米国を意識し、ローマ字

³⁴ この「語文法」については、教会のみならず人権団体からも非難を受けることになった。「顔尹謨教授は、歴史、文化、政治、立法と執行政府および人権の立場からみて『語文法』は不適切であり、またこの法は憲法が規定する人民の言論自由、宗教自由、結社自由の基本権利に反し、国連憲章と世界人権宣言に反する、と指摘した。(略)台湾神学院董芳苑牧師は宗教学の立場から『語文法』に反対した。言語は民衆生命の根本であり、母語を制限することは多くの社会的機能が失われることを意味する。宗教人は言語について非常に敏感であり、宗教人は儀礼を主宰するとき母語を使うことでこそ信仰の感情を表現できるのである。そして宗教人も言語文化を保存してきた功績がある、と述べた。かつて総会代理総幹事をつとめ、現在台北中会議長の謝禱明牧師は、我々は民主国家を求めており、なぜこのような『法』を制定するのか。『語文法』が実施されれば民主国家といえるのか。教会にとっては『宗教法』が異なる形で実行されるようなものだ、と述べた。1985年11月30日、於：台北市議会地下室。」（「台湾人権促進会主催「語文法與人権」座談会」、『台湾教会公報』、1985年12月8日、第7版）この記事にある「宗教法」とは、1984年に内政部が起草した「宗教保護法」のことである。しかし同法は、張俊雄立法委員の質疑で「保護という美名のもと、宗教活動をさらに規範化し統制するもの」であり、「憲法第13条の人民には宗教信仰の自由があるという精神に反する」と批判を受けている（「張俊雄立委質詢 要求停擬「宗教法」」、『台湾教会公報』、1984年3月25日、第6版）。

を完全には抑圧せずある程度の隙間を残したのだった。

教会は 1960、70 年代から国民党政権の主張する国家アイデンティティに反する言動を繰り返し、政権の禁忌に触れてしまう。政権は教会の活動を抑え込めるため、教会ローマ字聖書を没収するという手段に出る。この頃になると政権は中華民國の国際的地位の低下という外部正統性欠損に伴い、内部正統性強化による補填が行われたものの、一方、教会はこの国際環境の変化を機とし、台湾を主体とした主張を展開した。この両者の立場のずれ（政権：正統中国国家を標榜、教会：民主化運動）が明確になったとき、政権は教会の言動を抑える行動（教会ローマ字聖書没収など）に出たのである。これに対し、教会はまたしても 50 年代と同じ論理で政権へ抵抗し、教会ローマ字聖書の存続をはかった。結局のところ押収された教会ローマ字聖書は返還されるなどして教会への圧力は収束する。

だが 80 年代には語文法草案にローマ字制限の規定が明記され、やはり教会は危機感をあらわにした。だが、この頃になると党外の勢力が増大し、教会とともに一致して語文法への反対行動をみせた。最終的には同草案は立法計画から削除され、旧来の国民党による統合政策の挫折がみられるに至り、教会ローマ字は維持され続けた。

これまでの先行研究（薛、2007）では、教会がいかに台湾の民主化に貢献したかについて論じる課題の 1 つとして、教会ローマ字聖書没収の件に触れられていた。しかし本稿での検討を経ることにより、筆者は次の点を考慮に含める必要があると考える。それは、教会はあくまでも信徒の信仰を守るという立ち位置があったという点である。その 1 つとして彼らが信仰で用いる言語を維持する課題が掲げられていたのである。言語と信仰は密接に結びついており、いかに信徒の信仰とその言語を維持するかは常に熟考されてきたものの、もし直接的に政権と対峙すれば、信仰そのものが壊滅的になる恐れがあった。そこでそれを避けるための論理展開、すなわち政権の姿勢に配慮を示しつつ教会の立場も保ったのである。70 年代には両者の立場の違いが明確になり教会ローマ字は抑圧を受けるが、教会にすれば第一に台湾の信者の信仰とその言語を守るという前提があるゆえ、関連する言動を繰り返した結果、圧力を受けたのだった。よって、この「信徒の側に立つ」という一貫した態度が、教会という空間で繰り返し広げられたことにより、教会ローマ字は維持、継承され続けたと考えられるのである。

引用文献

一、日本語文献

- E・バンド著、松谷好明・松谷邦英訳、2009、『トマス・バークレー 台湾に生涯をささげた宣教師』、東京：教文館。
- 何義麟、1999、「「国語」の転換をめぐる台湾人エスニシティの政治化」、『日本台湾学会報』、第1号、92-107頁。
- 菅野敦志、2003、「中華文化復興運動と「方言」問題（1966-76） マスメディアの「方言番組制限」に至る過程を中心として」、『日本台湾学会報』、第5号、1-20頁。
- 菅野敦志、2011、『台湾の国家と文化 「脱日本化」・「中国化」・「本土化」』、東京：勁草書房。
- 菅野敦志、2012、『台湾の言語と文字 「国語」・「方言」・「文字改革」』、東京：勁草書房。
- クロード・アジェージュ著、糟谷啓介訳、2004、『絶滅していく言語を救うために ことばの死とその再生』、東京：白水社。
- 黄英哲、2002、「戦後台湾における「国語」運動の展開－魏建功の役割をめぐって－」、『法学研究』、第75巻第1号、401-427頁。
- 薛化元、2008、「台湾の政治発展における蔣経国の歴史的再評価：戒嚴解除を中心に」、『広島法学』、第32巻第2号、19-49頁。
- 若林正文、2001、『台湾抗日運動史研究（増補版）』、東京：研文出版。
- 若林正文、2008、『台湾の政治 中華民国台湾化の戦後史』、東京：東京大学出版会。
- 林初梅、2009、『「郷土」としての台湾 郷土教育の展開にみるアイデンティティの変容』、東京：東信堂。

二、中国語文献

- 「「大家都要講国語」的政治卡通」、『台湾教会公報』、1985年11月3日、第6版。
- 『中央日報』、1951年7月13日、第4版。
- 『中央日報』、1954年7月14日、第3版。
- 王南傑口述、薛化元・林果顯・呂智惠訪問紀錄、2011、『王南傑牧師與台湾基督長老教会口述歴史 1963-1980』、台北：稻鄉出版社。

「台湾人權促進會主催「語文法與人權」座談會」，《台灣教會公報》，1985年12月8日，第7版。

台灣省政府教育廳編，1955，《十年來的台灣教育》，台中：台灣省政府教育廳。

『台灣基督長老教會第23屆總會會議事錄』，37-38頁，主後1976年4月20-22日於台南神學院頌音堂。

『台灣基督長老教會總會 第十六屆通常議會手冊（報告書、議案）』，28-29頁，會期：1969年2月3-7日。

『台灣基督長老教會總會 第十四屆通常議會會議事錄』，6-7頁，會期：1967年2月20-24日，會址：台中市民族路台灣基督長老教會。

『台灣教會公報』，1975年9月14日，第1版。

『台灣教會公報』，1975年9月28日，第6版。

『台灣教會公報』，1985年11月17日，第1版。

『台灣教會公報』，第1209號，1975年5月4日，第1版。

『台灣新生報』，1960年4月12日，第4版。

何義麟，2007，「二二八事件對戰後台灣語言政策之影響」，楊振隆編，《二二八事件60週年國際學術研討會：人權與轉型正義學術論文集》，台北：財團法人二二八事件紀念基金會，428-451頁。

吳學明，2005，「評台灣教會公報社編《台灣教會公報全覽》及其史料價值」，《全國新書資訊月刊》，第79號，28-30頁。

「社論 我們期望一個自由的國度：立「語文法」心態評議」，《台灣教會公報》，1985年11月17日，第1版。

「社論 談羅馬字聖經的出版與發行」，《台灣教會公報》，1975年12月7日，第2版。

「社論 談羅馬字聖經的出版與發行」，《台灣教會公報》，1975年12月7日，第2版。

「社論 國語推行與地方文化的擁護」，《台灣教會公報》，1975年5月25日，第2版。

「為基督教會教授羅馬字拼音，令仰取締具報」，《台灣省政府公報》，1955年10月17日，冬字第16期，182頁。

「為教會使用日語文傳教影響我民族精神及國語文之推行，希勸導制止」，《台灣省政府公報》，1958年冬字第45期，682頁。

「為請政府收回禁止教會羅馬字聖經之令由」，《教育部檔案》，1957年11月16日，檔號：453.02。

「為羅馬字聖經在三年內暫准使用，以後須逐漸淘汰乙案，函請查照」，《台灣省政府公報》，1958年春字第40期，563頁。

「為勸示教會使用羅馬字拼音一案，函請查照並轉知」，《台灣省政府公報》，1957年冬字第12期，192頁。

- 唐培禮 (Milo Thornberry) 著、賴秀如訳, 2011, 『撲火飛蛾 一個美国伝教士親歷的台灣白色恐怖』, 台北: 允晨文化。
- 高俊明・高李麗珍口述、胡慧玲撰文, 2001, 『十字架之路 高俊明牧師回憶錄』, 台北: 望春風文化。
- 「張俊雄立委質詢 要求停擬「宗教法」, 『台灣教会公報』, 1984 年 3 月 25 日, 第 6 版。
- 「教育在報上表示全省各地會議一律禁止」, 『教育部檔案』, 1960 年 4 月 19 日, 檔號: 49/453.01/1/1/0/49 7742。
- 「教育部國語教育輔導會議第 53 次會議紀錄」, 『教育部檔案』, 1960 年 5 月 4 日, 本部第三會議室, 檔號: 49/453.01/1/1/0/49 7742。
- 「據報建議請限期將羅馬字聖經改為本國文字或方言符号期符推行國語一案, 復希遵照」, 『台灣省政府公報』, 1959 年春字第 46 期, 637 頁。
- 森田健嗣, 2009, 「反共抗俄下台灣之「國語教育」 排斥「方言」與意識形態的灌輸」, 若林正丈・松永正義・薛化元主編, 『跨域青年學者台灣史研究統集』, 台北: 國立政治大學台灣史研究所, 383-404 頁。
- 「聖經公會 緊急啓事 發文字號 (64) 聖華總字第 910 號」, 『台灣教会公報』, 第 1205 號, 1975 年 4 月 6 日, 第 1 版。
- 「總統令准新興台灣基督長老教会代表人蘇天明等因禁止使用羅馬字聖經事件, 不服行政院所為訴願決定, 提起行政訴訟一案判決施行檢附判決書」, 『總統府公報』, 第 1089 號, 1960 年 1 月 19 日, 2-5 頁。
- 蔣永敬・劉維開, 2011, 『蔣介石與國共和戰』, 台北: 台灣商務印書館。
- 盧俊義, 1975, 「有感而寫 8」, 『台灣教会公報』, 1975 年 11 月 30 日, 第 5 版。
- 薛化元, 2007, 「長老教会與台灣主体性的追求—以 1970 年代為中心—」, 『當代』, 第 237 期/復刊第 119 期, 64-79 頁。
- 薛化元・陳翠蓮・吳鯤魯・李福鐘・楊秀菁, 2003, 『戰後台灣人權史』, 台北: 國家人權紀念館籌備處。
- 蘇天明, 1969, 「挑戰與革新一為教会公報復刊而作」, 『台灣教会公報』 第 1051 號, 1969 年 12 月, 目次裏頁。
- 蘇光洋主編, 1978, 『孫雅各牧師紀念專集』, 台北: 台灣神学院校友會。

The Preservation and Inheritance of Church Romanization in Postwar Taiwan

Morita Kenji

**Post-doctoral Fellow, Graduate School of Arts and Sciences,
The University of Tokyo**

Abstract

After World War II, Taiwan's new government adopted a policy of promoting Mandarin as the sole national language (*guoyu*) at the expense of Japanese and local languages like Taiwanese. However, the Presbyterian Church in Taiwan (PCT) did its best to protect its members' right to worship in their native languages. That attitude can be seen again and again within the church; as it resisted the Mandarin-only policy, the church continued to use Church Romanization, its version of romanized Taiwanese. To keep Church Romanization alive, the church responded to the national language policy in many different ways. In the 1950s, the government banned the Church Romanization Bible on the grounds that it violated the national language policy. In response, the PCT claimed that the ban violated the freedom of religion enshrined in the R.O.C. Constitution. The result was that the government did not crack down completely, allowing Church Romanization to survive. In the 60s and 70s, after the PCT repeatedly expressed disagreement with the national identity promoted by the government, the latter began confiscating Church Romanization Bibles in order to suppress church activity. However, the church once again responded with the freedom of religion tactic it had used in the 50s. During the 1980s, when the "Language and Script Law" (*Yuwen Fa*) proposed to restrict the use of Church Romanization, the church again felt a sense of crisis. By this time, though, the *dangwai* movement was strong enough to unite with the church in opposition to the "Language and Script Law," dealing an unprecedented setback to the government's language integration policy.

Keywords: *guoyu*, national language, Church Romanization, Presbyterian Church in Taiwan, language policy